

審判・指導者に対する助成金について

1、目的

根室地区でのサッカーの質・レベルを引き上げていくことは、地区協会として行うべき大きな目標であり、当然の使命である。

2、審判

審判については、帯同審判による試合運営を行う以上、各チームの審判員の技術を向上させなければ、選手に対するよりよい試合環境の提供を行うことにつながらないため、まず、この認識を根室管内の審判資格取得者に持ってもらうことが大切である。

1) 3・4級の技術向上

各大会に審判委員会より審判員を派遣し、試合前の打合せ、試合後の反省会を徹底する。
4級審判員に対し3級昇級を促す。

2) 3級強化指定審判員の選定

3級の中で意欲・向上心・技術を伴った者を選び、2級昇級に向け強化・支援する。

3) インストラクター資格の取得者の指定

3級及び2級インストラクター資格を取得させるものを審判委員会で指定する。

4) 協会承認

審判委員会で指定されたものを地区協会で審査し、協会推薦を与える。

5) 2級インストラクター資格取得助成金

- ①協会推薦を得た者に、受講のために必要な経費の一部を助成する。(取得助成金)
- ②協会推薦を得た者で、道協会主催の研修会(リフレッシュ研修会等)に参加する場合、経費の一部を助成する。(養成助成金)

3、指導者

指導者に関しては、自分のサッカー経験に基づく選手指導だけでは、日本のサッカーに対する考え方、方向性が欠如してしまうことになり、各年代での指導の一貫性を欠くこととなる。

小学年代は中学へ、中学年代は高校へ、高校年代は大学・一般へ、一般からシニアへ、と将来に渡って、サッカープレーヤーであり続けることをサポートする立場であることと、自チームで選手が完結するものでないことを十分に認識し、各チームの指導者が同じベクトルに向かって選手指導にあたる必要がある。

1) D級資格の取得

指導者である以上、最低限、必要な資格である。

2) C級資格の取得

各チームに一人以上、取得者が必要なのではないか。

どんなに情熱をもっている指導者でも向上心がなければ、選手のレベルアップにつながらない。

3) C級取得者の講習受講

C級取得者でトレセン活動に主体的に関わるもので、技術委員会が指定したものに、指導者ポイントが伴う講習会参加費の一部を助成する。

4) B級取得者への支援

上記3)に該当するもののうち、意欲、向上心、継続性を認められるものを技術委員会で指定し、協会承認を得たものをB級取得者候補とし、ポイントを伴わない講習会等への参加費及びB級受講参加費の一部を助成する。

4、マッチコミッショナー

大会の運営に関する適切な監督を行い、よりよい試合環境を提供するために必要である。

- 1) 1種委員会において、人間性、判断力等考慮し、審判インスペクターを兼ねることを要求されるため、審判委員会の助言を受け、適切な人材を指定する。
- 2) 根室地区サッカー協会内に常時、3名の資格取得者を確保しておく。
- 3) 1種委員会で指定された者を協会で承認する。
- 4) 上記の2)の人数分の旅費の一部を助成する。(3名まで)

5、助成金

| 項目 | 内容 | 助成金 | 旅費対象 |
|-----------------|----------------|-------|---|
| 2級取得助成金 | 受講料、旅費に対する一部助成 | 1 / 4 | 自家用車の燃料代、宿泊費 自家用車を使用しない場合は、協会旅費規程による |
| 2級インストラクター養成助成金 | リフレッシュ研修会等 | 1 / 2 | 自家用車の燃料代、宿泊費 自家用車を使用しない場合は、協会旅費規程による |
| 2級インストラクター取得助成金 | 受講料、旅費に対する一部助成 | 1 / 2 | 自家用車の燃料代、宿泊費 自家用車を使用しない場合は、協会旅費規程による |
| C級ポイント取得受講 | 受講料、旅費に対する一部助成 | 1 / 4 | 自家用車の燃料代、宿泊費 自家用車を使用しない場合は、協会旅費規程による |
| B級候補支援ポイント外講習 | 受講料、旅費に対する一部助成 | 1 / 4 | 自家用車の燃料代、宿泊費 自家用車を使用しない場合は、協会旅費規程による |
| B級候補支援 B級取得 | 受講料、旅費に対する一部助成 | 1 / 2 | 道内受講は上記と同様 道外受講は、交通費、宿泊の実費 |
| マッチコミッショナー資格取得 | 受講料、旅費に対する一部助成 | 1 / 2 | 自家用車の燃料代、宿泊費 自家用車を使用しない場合は、協会旅費規程による |